

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 東海財務局長

【提出日】 平成26年 8 月19日

【会社名】 サン電子株式会社

【英訳名】 SUNCORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 山口 正則

【本店の所在の場所】 愛知県江南市古知野町朝日250番地

【電話番号】 (0587) - 55 - 2201(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役経理部長 山本 泰

【最寄りの連絡場所】 愛知県江南市古知野町朝日250番地

【電話番号】 (0587) - 55 - 2201(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役経理部長 山本 泰

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)
サン電子株式会社 東京事業所
(東京都千代田区神田練堀町 3 番地)

1【提出理由】

当社は、平成26年8月18日開催の取締役会において、平成26年6月25日開催の第43回定時株主総会にて承認されました「ストック・オプションとして新株予約権を発行する件」について、具体的な発行内容を決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づき本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

1．銘柄

サン電子株式会社第5回新株予約権証券

2．発行数

2,935 個（新株予約権 1 個につき普通株式100株）

ただし、下記 5．に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。

3．発行価格

無償

4．発行価額の総額

未定

5．新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数

当社普通株式 293,500株

なお、新株予約権を割り当てる日(以下「割当日」という)以降、当社が株式分割又は株式併合を行う場合には、新株予約権 1 個当たりの目的となる株式の数(以下「付与株式数」という)を次の算式により調整し、(1株未満の端数は切り捨て)、当該時点で権利行使されていない新株予約権の合計した調整後付与株式数をもって新株予約権の目的たる株式の数とする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$

また、割当日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむをえない事由が生じたときは、合併又は会社分割の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で付与株式数を調整し(1株未満の端数は切り捨て)、当該時点で行使されていない新株予約権を合計した調整後付与株式数をもって新株予約権の目的たる株式の数とする。

6．新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

未定

新株予約権の行使に際して払い込むべき金額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式 1 株当たりの払込金額(以下「行使価額」という)に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権の割当日の属する月の前月各日(取引が成立しない日を除く)において東京証券取引所 JASDAQスタンダード市場における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。

ただし、その金額が割当日の終値(取引が成立しない場合は、それに先立つ直近日の終値)を下回る場合は、割当日の終値とする。

なお、行使価額の調整は以下のとおりとする。

新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後、当社が時価を下回る価額で普通株式の発行又は普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。ただし、新株予約権の行使によって行われる場合は、行使価額の調整は行わない。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記計算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式の総数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

新株予約権の割当日後に合併、会社分割、資本の減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。

7. 新株予約権の割当日

平成26年8月29日

8. 新株予約権の行使期間

平成28年8月30日から平成36年6月24日まで

9. 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という)は、権利行使時において、当社の従業員及び当社子会社の取締役の地位にあることを要するものとする。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他新株予約権者の退任又は退職後の権利行使につき正当な理由があると取締役会が認めた場合はこの限りでない。

新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めないものとする。

新株予約権者は、その割当数の一部又は全部を行使することができる。

ただし、新株予約権の1個未満の行使はできないものとする。

その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

10. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の当該株式の発行価格のうち資本組入額

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

11. 新株予約権の譲渡に関する事項

新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。

12. 新株予約権の取得勧誘の相手方(以下「勧誘の相手方」という。)の人数及びその内訳

当社従業員	99名	2,715個	(271,500株)
子会社の取締役	4名	220個	(22,000株)
合計	103名	2,935個	(293,500株)

13. 勧誘の相手方が提出会社に関係する会社として企業内容等の開示に関する内閣府令第2条第2項に規定する会社の取締役、会計参与、執行役、監査役又は使用人である場合の、当該会社と提出会社との間の関係
 勧誘の相手方が所属している子会社は、当社の完全子会社であります。

14. 勧誘の相手方と提出会社との間の取り決めの内容

当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」において定めるものとする。

以上